

除雪機械運行管理システム業務委託 公募型プロポーザル方式実施要綱

1 目的

この要綱は、除雪機械運行管理システム業務（以下「本業務」という。）における事務の効率化と市民サービス等の一層の向上を図るため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により技術的に最適な業務委託者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

除雪機械運行管理システム業務委託

(2) 業務内容

別紙「除雪機械運行管理システム業務委託 特記仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の提案に応じて、仕様を変更する
場合がある。

(3) 委託期間

業務委託契約を締結した日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 本プロポーザルの概要

本プロポーザルは、与えられた条件下において提案者の考え方や具体的な準備、運営に関する実力等を「提案」を持って評価し委託業者を選定するものであり、本業務の運営については、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではない。

(5) 事業費（見積上限額）

総額 17,054,400 円（消費税及び地方消費税を含む）。

※システム導入費、GPS端末・通信費、サーバ利用料含むものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2年度喜多方市工事等の請負有資格者名簿（測量「測量一般」及び役務等の提供「ソフトウェア関連サービス」）に登録されていること。
- (3) 福島県内に本店又は支店若しくは営業所等を有すものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 本件にかかる公告日から委託業者の決定までの間に、喜多方市から競争入札参加者の指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (7) 役員等が喜多方市暴力団排除条例（平成 24 年喜多方市条例第 32 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
- (8) 過去 5 年以内（平成 27 年度から令和元年度までの間）に、元請けとして国の機関又は他の自治体において本業務と同種又は類似業務の受託実績（完了済実績）を有するものであること。

※同種業務とは「200 台以上を管理対象とする除雪作業に係る車両・出来型管理及び出来高請求システム」をいう。また、類似業務とは 200 台以上の建設及び建設関連業務に係る車両管理システム、出来型管理システム若しくは出来高請求システム等をいう。

4 スケジュール

No.	内 容	実 施 日
1	参加募集の公告	令和 2 年 5 月 20 日（水）
2	参加申込書等の提出期間	令和 2 年 5 月 20 日（水） ～令和 2 年 6 月 8 日（月）
3	質問書の提出期間	令和 2 年 5 月 20 日（水） ～令和 2 年 6 月 1 日（月）
4	参加資格の審査	令和 2 年 6 月 10 日（水）
5	参加資格審査結果通知、プレゼン要請通知	令和 2 年 6 月 15 日（月）
6	提案書等の作成に必要な資料の閲覧期間	令和 2 年 6 月 15 日（火） ～令和 2 年 6 月 24 日（水）
7	業務提案書及び提案見積書の提出期間	令和 2 年 6 月 15 日（火） ～令和 2 年 7 月 1 日（水）
8	業務提案書に係るプレゼンテーション及び ヒアリング	令和 2 年 7 月 13 日（月）
9	審査委員会による審査・最優秀候補者の選定	
10	最優秀候補者の決定	令和 2 年 7 月 17 日（金）
11	選定結果の通知	令和 2 年 7 月 17 日（金）
12	契約締結	令和 2 年 7 月下旬（予定）

5 実施要領等の配布

(1) 配布書類

- ① 除雪機械運行管理システム業務委託公募型プロポーザル方式実施要綱（本書）
- ② 特記仕様書

(2) 配布期間

令和2年5月20日（水）から令和2年6月8日（月）まで

(3) 配布方法

- ① 喜多方市ホームページ（<http://www.city.kitakata.fukushima.jp>）からダウンロード
- ② 「8 業務提案書の提出及び問合せ先」での配布（午前8時30分から午後5時15分まで、土・日・祝日を除く。）

6 資料の閲覧

参考見積書作成において必要な資料については窓口で閲覧できるものとする。

(1) 閲覧箇所

喜多方市役所建設部建設課内

(2) 閲覧資料

- ① 喜多方市除雪路線網図
- ② 雪寒道路指定路線図

7 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書を提出すること。

(1) 受付期間

令和2年5月20日（水）午前8時30分から6月8日（月）午後5時15分まで

(2) 提出書類

参加申込書（様式1）

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送の場合は、簡易書留とし、封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と書き、提出期限までに届くように発送すること。

持参の場合は、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける（土・日・祝日を除く。）。

(4) 提出先

「8 業務提案書の提出及び問合せ先」のとおり。

8 業務提案書の提出及び問合せ先

喜多方市建設部建設課管理係

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2（喜多方市役所本庁舎3階）

電 話：0241-24-5245

F A X：0241-24-5289

E-mail：kensetsu@city.kitakata.fukushima.jp

9 質問の受付及び回答について

(1) 受付期間

令和2年5月20日（水）から令和2年6月1日（月）午後5時15分まで

(2) 提出方法

公募型プロポーザル方式実施要領に関する質問書（様式2）に質問内容を簡潔にまとめて記入の上、持参、FAX、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、FAX又は電子メールにより提出する場合は、公募型プロポーザル方式実施要領に関する質問書（様式2）を添付し、FAX又はメール送信後、確認のため提出先に電話連絡すること。

(3) 質問に対する回答

令和2年6月3日（水）までに質問者に対し回答する。また、喜多方市ホームページにおいて公開する。

(4) 提出先

「8 業務提案書の提出及び問合せ先」のとおり。

10 業務提案書の提出について

(1) 業務提案書の様式

業務提案書の様式は、次のとおりとする。

- ① 業務提案書（様式3）
- ② 事業者の概要（様式4）
- ③ 事業実績調書（様式5）
- ④ 事業実施体制（様式6）
- ⑤ 統括責任者、担当者の従事業務調書（様式7）
- ⑥ システム構築に関する提案書（任意様式、A4、30ページ以内）
- ⑦ 業務推進スケジュール（様式8）
- ⑧ 参考見積書（内訳表）（様式9）
- ⑨ システム機能チェックシート（様式10）

(2) 提出期限並びに提出場所及び方法

令和2年7月1日（水）午後5時15分までに、上記8に持参又は郵送すること。

郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまでを有効とする。（提出期限の日までに業務提案書が到着しないことを理由に業務提案書を無効とした場合、配達記録を有さない者からの異議は受け付けないので注意すること。）

業務提案書の提出は、1企業につき1提案とする。提出後における業務提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

(3) 提出部数

正本1部、副本9部

11 審査方法及び選定

(1) 審査体制

本業務の受託者選定にあたり、プロポーザルによる業務提案の評価を行うため、建設課内に除雪機械運行管理システム業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して審査を行う。

(2) 審査方法

提出された業務提案書の内容審査及びプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、その内容を精査し、統合的に評価のうえ、最優秀候補者を選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング開催概要

①日時（予定） 令和2年7月13日（月）14時～

②場所 喜多方市役所 ホール棟2階 大会議室A・B
福島県喜多方市字御清水東7244-2

(4) 審査の概要

①プレゼンテーションによる提案内容の説明は20分程度とし、その後ヒアリングを行う。

②説明には、提出された業務提案書の内容のみを使用し、新たな説明資料等の持込は禁止とする。説明時にパワーポイント等のプレゼンテーション用のソフトを用いた説明は可とする。

③プロジェクター、スクリーン及びケーブル以外のその他必要な機材は、参加者が持参し、機材の操作を行う。

④公平性確保のため、提案者は他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴できない。

⑤提案者のプレゼンテーション及びヒアリング順については、業務提案書の提出順とする。

(5) 審査基準

審査にあたっては審査委員の下記の審査項目による採点とプレゼンテーション及びヒアリングの評価により、審査委員会において審議、協議し、最優秀候補者及び優秀候補者を決定する。

No.	審査項目	審査基準	配点
1	会社の実績等	①営業の経歴 ②会社の業務実績 ③会社の技術力及び品質管理能力	10点
2	配置予定技術者の能力等	①配置技術者の資格、経歴 ②配置技術者の業務実績	20点
3	技術提案	①業務の理解度、実績手順及び工程の妥当性 ②提案内容の適格性、実現性及び説得性	60点
4	見積価格	①見積金額、見積内容の妥当性	10点
5	プレゼンテーション及びヒアリング	①専門技術力、コミュニケーション能力	30点
合 計			130点

(6) 審査結果

- ①審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知する。
- ②審査結果はホームページで公表する。なお、最優秀候補者以外の応募者名は非公表とする。
- ③審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

12 契約手続きについて

- (1) 審査委員会で選定された最優秀候補者を受託予定者とし、業務提案書を踏まえた協議を行った上で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により委託契約を締結するものとする。
- (2) 選定された最優秀候補者と協議が整わない場合、または選定された最優秀候補者が失格要件に該当した場合は、市は優秀候補者と協議できるものとする。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- (1) 資格審査の結果、参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) プロポーザル提出書類及び指定の書式に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案者の選定に関し、自己に有利な取り扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって本件プロポーザルに係る審査委員または事務局関係者に接触した場合
- (5) 提案書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 他の提案者の協力者（協力会社）であった場合
- (7) その他審査委員会が不適格と認める場合

14 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類一式は、結果に関わらず返却しないものとする。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザル実施期間中を除き、喜多方市情報公開条例の規定により第三者に公開される場合がある。
- (4) 指定された日時は厳守することとし、天変地異などのやむを得ない事業で遅刻、欠席する場合は、速やかに事務局まで連絡をしなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、候補者と当該業務委託契約を締結した日をもって廃止する。